

宮城県企業局経営戦略 2025

【中間案】

け　い　す　い　か　い　く
継　　水　　開　　來

～ 水を受け継ぎ発展させながら未来を切り開く ～

令和7年3月

宮 城 県 企 業 局

〔略称表記について〕

本計画においては、表中等において、下記のとおり略称表記しています。

- ・ 大崎広域水道事業 → 大崎広水
 - ・ 仙南・仙塩広域水道事業 → 仙南・仙塩広水
 - ・ 仙塩工業用水道事業 → 仙塩工水
 - ・ 仙台圏工業用水道事業 → 仙台圏工水
 - ・ 仙台北部工業用水道事業 → 仙台北部工水
 - ・ 仙塩流域下水道事業 → 仙塩下水
 - ・ 阿武隈川下流流域下水道事業 → 阿武隈川下流下水
 - ・ 鳴瀬川流域下水道事業 → 鳴瀬川下水
 - ・ 吉田川流域下水道事業 → 吉田川下水
 - ・ 北上川下流流域下水道事業 → 北上川下流下水
 - ・ 北上川下流東部流域下水道事業 → 北上川下流東部下水
 - ・ 迫川流域下水道事業 → 迫川下水
 - ・ 水道用水 → 上水
 - ・ 工業用水 → 工水
-
- The diagram illustrates the grouping of water supply entities into two main regions. On the right side, there are two large curly braces. The top brace groups the first seven items (大崎広域水道事業, 仙南・仙塩広域水道事業, 仙塩工業用水道事業, 仙台圏工業用水道事業, 仙台北部工業用水道事業, 仙塩流域下水道事業, and 阿武隈川下流流域下水道事業) under the label "中南部 4 流域" (Chūnankoku 4 Basins). The bottom brace groups the remaining five items (鳴瀬川流域下水道事業, 吉田川流域下水道事業, 北上川下流流域下水道事業, 北上川下流東部流域下水道事業, and 迫川流域下水道事業) under the label "東部 3 流域" (Hōtoku 3 Basins).

目 次

第1章 「宮城県企業局経営戦略 2025」の策定に当たって	1
第1節 策定の趣旨	1
第2節 計画の位置付けと構成	1
第3節 計画期間・目標年度	2
第4節 新・宮城の将来ビジョン及び持続可能な開発目標（S D G s）との関係	2
第5節 進行管理	3
第6節 経営指標一覧	4
第2章 これまでの取組の検証	9
第1節 宮城県企業局水道事業経営管理戦略プランにおける取組と検証結果	9
第2節 宮城県流域下水道事業経営戦略における取組と検証結果	19
第3節 宮城県企業局新経営計画における取組と検証結果	25
第3章 企業経営の基本理念	35
第4章 経営の基本方針と事業計画	37
第1節 水道用水供給事業	37
1 事業概要	37
2 将来の事業環境	44
3 経営の基本方針	48
4 施策目標と取組	49
5 投資・財政計画（収支計画）	59
第2節 工業用水道事業	69
1 事業概要	69
2 将来の事業環境	75
3 経営の基本方針	76
4 施策目標と取組	77
5 投資・財政計画（収支計画）	85
第3節 流域下水道事業	97
1 事業概要	97
2 将來の事業環境	112
3 経営の基本方針	118
4 施策目標と取組	111
5 投資・財政計画（収支計画）	127
第4節 地域整備事業	145
1 事業概要	145
2 経営の基本方針	146
3 施策目標と取組	147
4 投資・財政計画（収支計画）	152
第5章 組織の活性化及び人材育成	156
第1節 組織体制とその見通し	156
1 組織	156
2 組織の見通し	157
第2節 組織の活性化	158
1 経営の基本方針	158
2 施策目標と取組	159
第3節 経営資源としての「技術」の継承と「人財」の育成	162
1 経営の基本方針	162
2 施策目標と取組	163

解説① 宮城県上工下水一体官民連携運営事業（みやぎ型管理運営方式）	6
解説② アセットマネジメントとストックマネジメント	34
解説③ 繰水開來	36
解説④ みやぎ型管理運営方式の導入による会計処理上の留意点	144

第1章 「宮城県企業局経営戦略 2025」の策定に当たって

第1節 策定の趣旨

公営企業については、今後の急速な人口減少等に伴うサービス需要の減少や施設の老朽化に伴う更新需要の増大など、経営環境が厳しさを増す中、各公営企業が将来にわたり住民生活に必要なサービスを安定的に提供していくため、経営戦略の策定・改定や抜本的な改革等の取組を通じ、経営基盤の強化と財務マネジメント力の向上を図ることが求められています。

これまで宮城県企業局（以下「当局」という。）では、水道用水供給事業及び工業用水道事業について基本理念と基本的な方向性を示した「宮城県新水道ビジョン（以下「新水道ビジョン」という。）」を平成 26 年 9 月に策定し、その実行計画として「宮城県企業局水道事業経営管理戦略プラン（平成 27 年度～平成 36（令和 6）年度、以下「水道事業戦略プラン」という。）」を定めたほか、総務省から発出された「公営企業の経営に当たっての留意事項について（平成 26 年 8 月 29 日付け総務省自治財政局公営企業課長通知）」で地方公共団体に中長期的な経営の基本計画である「経営戦略」の策定を求められたことから、当時、当局が経営する全ての事業（水道用水供給事業、工業用水道事業及び地域整備事業）に係る「経営戦略」として「宮城県企業局新経営計画（平成 27 年度～平成 36（令和 6）年度、以下「新経営計画」という。）」を定めました。また、平成 31 年 4 月に土木部から当局に移管された流域下水道事業については、土木部において「宮城県流域下水道事業経営戦略（平成 31（令和元）年度～平成 40（令和 10）年度、以下「流域下水道経営戦略」という。）」が策定されており、これらに基づき健全経営に向けた取組を行ってきました。

このような中、当局では、平成 30 年 12 月に水道法が改正されたことを受け、全国で初となる上水道、工業用水道及び流域下水道の 3 事業をコンセッション方式で一体的に 20 年間管理・運営を行う「宮城県上工下水一体官民連携運営事業」、いわゆる「みやぎ型管理運営方式」を令和 4 年 4 月から開始しました。これにより、従来よりもコストを抑えた事業運営を行い、経営基盤の強化と将来の水道料金の上昇抑制を図るとともに、運営権者である「株式会社みずむすびマネジメントみやぎ」と連携し、これまで同様、安全・安心な水の供給と、安定的な汚水の処理を行っています。

公営企業における、中長期的な経営の基本計画となる経営戦略については、経営基盤強化と財務マネジメント力向上を図るための指針となるものであり、策定した経営戦略に沿った取組等の状況を踏まえつつ、PDCA サイクルを通じて質を高めていくことが重要です。

今般、新たな取組である「みやぎ型管理運営方式」が開始されたことや、水道用水供給料金及び流域下水道の維持管理負担金の定期改定も踏まえ、公営企業の更なる経営改善を推進するため、当局が経営する水道用水供給事業、工業用水道事業、流域下水道事業及び地域整備事業を網羅した経営戦略として、先に策定した各種計画を改定・統合した「宮城県企業局経営戦略 2025」（以下、「本計画」という。）を策定することとしたものです。

第2節 計画の位置付けと構成

本計画は、「水道事業戦略プラン」、「新経営計画」及び「流域下水道経営戦略」を改定・統合し、当局が行う水道 3 事業と地域整備事業を一体的に経営管理するための中長期的な経営の基本計画である新たな「経営戦略」として位置付けるものです。また、本計画の策定に当たっては、総務省の「『経営戦略』の改定推進について（令和 4 年 1 月 25 日付け総務省自治財政局公営企業課長通知）」

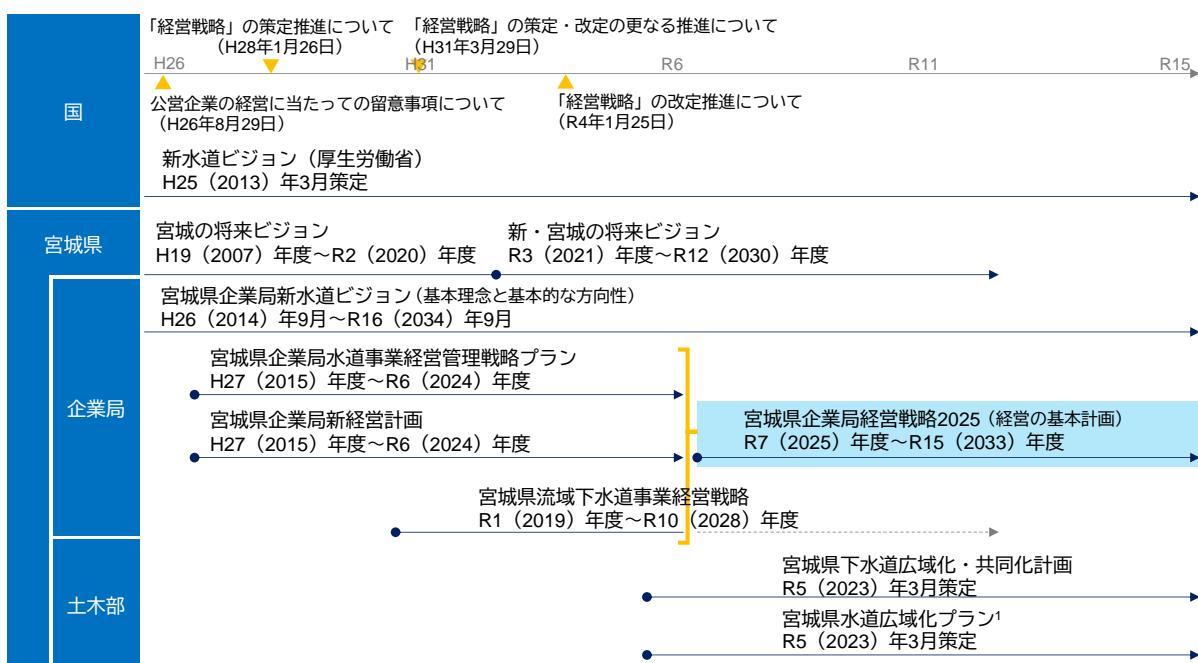
も踏まえています。

なお、「みやぎ型管理運営方式」を含め、現在の当局の取組は、50年、100年先を見据えながら、安全で安心な水を安定的に供給し続けていくための基本的な方向性を示した「新水道ビジョン」の基本理念に基づいていることから、当該ビジョンは改定・統合の対象としていません。

本計画は、5章で構成しており、第1章では「宮城県企業局経営戦略2025の策定に当たって」、第2章では「これまでの取組の検証」、第3章では「企業経営の基本理念」、第4章では「経営の基本方針と事業計画」、第5章では「組織の活性化及び人材育成」について記載しています。

図表：1

本計画は、「水道事業戦略プラン」、「新経営計画」及び「流域下水道経営戦略」を改定・統合し、当局が行う水道3事業と地域整備事業を一体的に経営管理するための「経営戦略」として位置付けるもの



¹ 宮城県水道広域化プランについては、策定時は環境生活部食と暮らしの安全推進課において所管。令和6年度からの水道行政の国土交通省及び環境省への移管に伴い、現在は土木部都市環境課が所管している。

第3節 計画期間・目標年度

本計画は、令和7年度（2025年4月～）を初年度とし、水道用水供給料金及び流域下水道の維持管理負担金の定期改定の時期を踏まえ、令和15年度（～2034年3月）を目標年度とする9か年の計画とします。

第4節 新・宮城の将来ビジョン及び持続可能な開発目標（SDGs）との関係

県政運営の最上位計画である「新・宮城の将来ビジョン（令和3年度～令和12年度）」に掲げる4つの基本方針のうち、当局が担う「富県宮城を支える県内産業の持続的な成長促進」及び「強靭で自然と調和した県土づくり」の施策について、本計画を通じて推進していきます。

また、世界共通の目標である持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals [略称 SDGs]）の17のゴールのうち、当局の事業に関連する、

- ・「4 質の高い教育をみんなに」
- ・「6 安全な水とトイレを世界中に」
- ・「7 エネルギーをみんなに そしてクリーンに」
- ・「8 働きがいも経済成長も」
- ・「9 産業と技術革新の基盤をつくろう」
- ・「11 住み続けられるまちづくりを」
- ・「13 気候変動に具体的な対策を」
- ・「14 海の豊かさを守ろう」
- ・「15 陸の豊かさも守ろう」
- ・「17 パートナーシップで目標を達成しよう」

の 10 のゴールを目指すことも本計画で位置付けています。

図表：2

持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals [略称SDGs]）の17のゴールのうち、当局の事業に関連する9つのゴールを目指す。



第5節 進行管理

本計画は、PDCAサイクルに基づく進捗管理（モニタリング）による評価・検証を行い、経営状況や社会環境の変化等を踏まえ、必要に応じて計画の見直し（ローリング）を行います。

毎年度、決算などの実績を踏まえ、収支計画（第4章各節）との乖離や他計画との内容の整合を検証し、翌年度の予算編成等に反映していきます。また、これらの検討結果に基づき、必要に応じて計画期間の中間年となる5年目に後期計画の内容について見直しを行い、市町村等の関係機関に加え、有識者からの意見聴取を行うなど、第三者の視点からも検証を行います。

第6節の経営指標一覧のうち、各耐震化率の「***%」については、現在策定作業を進めている「耐震化計画」と整合した指標を掲げるべきと考えているため、R7.3月の成案策定時に記載します。

第6節 経営指標一覧

本計画では、事業ごとに下記のとおり経営指標を設定し、健全経営が維持されているか、上工下水道事業に係る施設の耐震化等が進んでいるかという観点などから評価を行います。

1 水道用水供給事業

指標	指標の説明	現状 (令和5年度末)	令和15年度 目標
経常収支比率	経常的な経費に、経常的な収入がどの程度充てられているかを示す指標で、100%以上が健全経営の水準とされています。	102.53%	100%以上
料金回収率	水道料金収入で給水費用をどれだけ回収できているかを示す指標で、100%以上が事業に必要な費用を給水収益でまかなえている状況とされています。	102.29%	100%以上
送水管路の 耐震化率	送水管路の耐震化の進捗を示す指標です。	***%	***%
伸縮可とう管の 耐震化率	伸縮可とう管※の要更新箇所の進捗を示す指標です。	***%	***%

※軟弱地盤や構造物との取り合い部など不同沈下のおそれがある箇所に設け、地震等の際に管路に作用する伸縮・屈曲・偏心等の応力を吸収し、管路の安全・安心を確保するための撓み性の大きい継手

2 工業用水道事業

指標	指標の説明	現状 (令和5年度末)	令和15年度 目標
経常収支比率	経常的な経費に、経常的な収入がどの程度充てられているかを示す指標で、100%以上が健全経営の水準とされています。	111.56%	100%以上
料金回収率	水道料金収入で給水費用をどれだけ回収できているかを示す指標で、100%以上が事業に必要な費用を給水収益でまかなえている状況とされています。	110.62%	100%以上
伸縮可とう管の 耐震化率	伸縮可とう管の要更新箇所の進捗を示す指標です。	***%	***%

3 流域下水道事業

指標	指標の説明	現状 (令和5年度末)	令和15年度 目標
経常収支比率	経常的な経費に、経常的な収入がどの程度充てられているかを示す指標で、100%以上が健全経営の水準とされています。	109.88%	100%以上
管渠の 耐震化率	管渠の耐震化の進捗を示す指標です。	＊＊＊%	＊＊＊%

4 地域整備事業

指標	指標の説明	現状 (令和5年度末)	令和15年度 目標
経常収支比率	経常的な経費に、経常的な収入がどの程度充てられているかを示す指標で、100%以上が健全経営の水準とされています。	203.14%	200%以上

解説①：宮城県上工下一体官民連携運営事業（みやぎ型管理運営方式）

1 導入の経緯

当局では、水道用水供給事業 2 事業、工業用水道事業 3 事業及び流域下水道事業 7 事業（以下「水道 3 事業」といいます）を運営しています。

水道 3 事業は県民生活や県内企業の事業活動に欠かすことのできない公共サービスですが、これらを取り巻く経営環境は、人口減少社会の到来や節水型社会の進展等による水需要の減少に伴い料金収入が減少していく一方で、施設や管路等の大規模な更新時期を迎えることから、ますます厳しさを増していく見込みです。このような経営環境においても、将来にわたって安全・安心な水の供給及び汚水の安定的な処理を継続していくた

め、経営基盤の強化により持続可能な水道経営を確立することが急務となっていました。そこで本県では、民間のノウハウを活用することで大幅なコスト削減を図ることが可能となる PFI 法第 16 条に基づく公共施設等運営事業、いわゆる「コンセッション方式」を用いた宮城県上工下水一体官民連携運営事業（みやぎ型管理運営方式、以下、当解説では「みやぎ型」といいます。）を導入しました。なお、当局の運営する事業のうち、みやぎ型の対象事業は上水道 2 事業、工業用水道 3 事業及び上工水と区域が重複する流域下水道 4 事業の計 9 事業としています。（図表：3）

図表：3

みやぎ型管理運営方式の事業区域

みやぎ型管理運営方式の対象

赤い太線で囲んだ範囲（県の水道用水供給エリア）内★印のついた事業が対象です。



みやぎ型管理運営方式 対象 9 事業

○ 水道用水供給事業（2 事業）

- ・大崎広域水道事業
- ・仙南・仙塩広域水道事業

○ 工業用水道事業（3 事業）

- ・仙台北部工業用水道事業
- ・仙塩工業用水道事業
- ・仙台圏工業用水道事業

○ 流域下水道事業（4 事業）

- ・仙塩流域下水道事業
- ・阿武隈川下流流域下水道事業
- ・鳴瀬川流域下水道事業
- ・吉田川流域下水道事業

※対象外の流域下水道事業（3 事業）

- ・北上川下流流域下水道事業
- ・北上川下流東部流域下水道事業
- ・迫川流域下水道事業

2 みやぎ型管理運営方式の概要と特徴

（1）これまでの事業スキームとの違い

みやぎ型では公共施設等運営権実施契約に基

づき、運営権者が 20 年間の契約期間を通して水道 3 事業の経営、施設の維持管理及び改築を行います。県はこれまでどおり水道用水供給事業者、

工業用水道事業者及び流域下水道管理者としての地位を保持したまま、水道法に基づく水質検査や事業のモニタリング、利用者との事業調整、料金設定等を担うほか、管路・建物等の改築を行います。

これまで民間事業者の業務は、最長5年の契約期間で個別の業務委託や指定管理者制度による浄水場等の運転管理に限定していましたが、みやぎ型では20年間という長期契約とし、薬品・資材の調達、設備の修繕・更新工事も運営権者が行うこととしました。これにより、薬品の一括調達や設備改築の統一的な対応が可能となり、事業運営の効率性が高まるとともに、民間のノウハウやスケールメリットも活かしたコスト削減を達成する仕組みとなっています（図表：4）。

図表：4



（2）複層的なモニタリング体制の構築

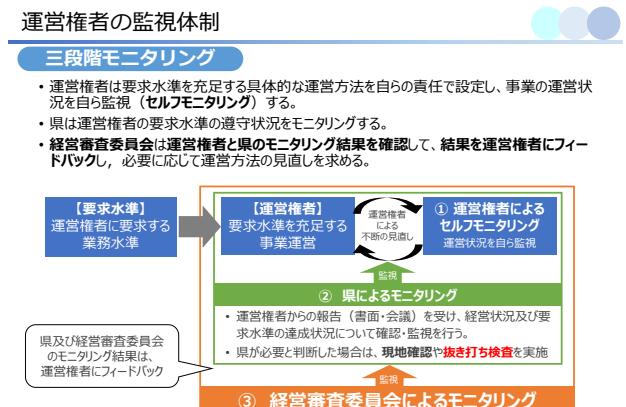
コンセッション方式の導入により民間の裁量を拡大させる一方で、運営権者が実施契約書に定められた業務を確実に遂行し、かつ、県が定める要求水準を安定的に遵守していることを確認するために、みやぎ型では三段階のモニタリング体制を構築しました。複層的な構造で重点的にモニタリングを行うとともに、各段階のモニタリング結果を運営権者にフィードバックする仕組みです（図表：5）。

一段階目の運営権者によるセルフモニタリングでは、事業の運営状況が要求水準を遵守しているか、運営権者が自ら確認します。

二段階目の県によるモニタリングでは、運営権者から毎月提出される各種報告書等に基づき、要求水準の達成状況について確認を行います。さらに県と運営権者が一堂に会する月例報告会を開催し、運営状況の報告や課題等について意見交換を行います。なお、経営状況については、半期及び年度事業報告会においてモニタリングする仕組みとなっています。また、水道法に基づく定期の水質検査や抜き打ち検査も実施しており、水質基準を満たしているか確認を行います。

三段階目としては、条例に規定される県の附属機関である経営審査委員会が、運営権者と県双方のモニタリング結果を監視します。経営審査委員会は、上下水道や経営等の専門家10名により構成され、事業に対して中立的な立場で客観的な評価を行い、意見を述べ、県及び運営権者は、その意見を最大限尊重して事業運営に当たることが実施契約に規定されています。

図表：5



3 みやぎ型導入による効果

みやぎ型の最大の効果として、コスト削減が挙げられます。令和元年度に実施した試算結果として、現行体制のまま20年間事業を継続した場合の事業費を3,314億円と見積もりました。対して、コンセッション事業を導入した場合に期待できる事業費を3,067億円と見積もり、従来と比較し

て 247 億円の削減が可能であると試算しました。金額の内訳は、県が所掌する事業費が 1,414 億円、民間側の事業費が 1,653 億円であることから、民間側の事業費を上限額として公募条件に定め、公募を行いました。その結果、優先交渉権者に選定したメタウォーターグループ（後の運営権者）は、上限額を下回る 1,563 億円で事業を行うことを提案しました。これにより、県と合わせた総事業費は 2,977 億円、従前の体制から 337 億円の事業費削減が可能となり、削減率は 10.2%となりました（図表：6）。

今回運営権者が提案した 1,563 億円は、運営権者収受額として契約書に規定され、この金額は水需要の見通しが変動した場合や物価変動に限定して改定される仕組みです。したがって、仮に運営権者において予定どおりにコスト削減が進まず、予定どおりの利益が得られない場合でも、運営権者が受け取る金額が変わることはありません。また、物価変動により運営権者が受け取る料金が改定された場合は、現行体制の事業費 3,314 億円も同様に物価スライドするため、提案された削減額は変わることがない仕組みになっています。

また、優先交渉権者選定においては、公募型プロポーザル方式を用いて、提案額の評価のみならず、本事業の特性や基本運営方針を踏まえた提案から総合的に評価しました。優先交渉権者からは、新 OM 会社（運転管理・水質管理会社）を宮城県内に設立し、安定的な事業運営や雇用創出を図る体制が提示されたほか、事業運営に係る情報を一元的に集約・蓄積し事業運営に活用する「水みやぎ DX プラットフォーム」の構築などが提案されました。みやぎ型の契約ではこれら提案内容に従い事業が遂行されるため、「コスト削減」と民間ならではの創意工夫を発揮した「イノベーション」の両立を図ることが可能となりました。

図表：6

大きなコスト削減を実現



4 今後の展望

みやぎ型の事業開始から約 3 年が経過しておりますが、これまでと変わらず安全・安心な水の送水、適切な下水処理を行うことができています。

また大変光栄なことに、みやぎ型の事業スキームやこれまでの取組みなどを評価いただき、水道イノベーション賞（特別賞）やインフラメンテナンス大賞（国土交通大臣賞）、PPP/PFI 事業優良事例表彰（大臣賞）等、大変名誉ある賞を受賞しました（図表：7）。

今後も、民間事業者のイノベーションにより得られた知見及び知識を自治体等と共有し、全国の課題解決の一つのモデルとなるよう、引き続き適切な事業運営の継続に努めていきます。

図表：7 PPP/PFI 事業優良事例表彰（大臣賞）表彰式（令和 6 年 6 月 28 日）



第2章 これまでの取組の検証

第1節 宮城県企業局水道事業経営戦略プランにおける取組と検証結果

水道事業戦略プランは、平成26年9月に策定した新水道ビジョンの実行計画として策定したもので、新水道ビジョンに掲げている「安全・安心な水道の確保」、「強靭な水道の確保」及び「水道サービスの持続の確保」の3つの施策目標の達成に向けて11の項目に取り組んできました。

本節では、この11の項目に対するこれまでの取組状況を検証し、4段階で評価するとともに、今後の課題について整理した上で、本計画において取り組む事業に反映していきます。

宮城県企業局水道事業経営戦略プラン（平成27年度～令和6年度）における施策目標と取組

施策目標	取 組
1 安全・安心な水道の確保	取組1 水源水質の保全 取組2 水質管理基準の確保 取組3 適切な広報活動の展開 取組4 関係者と連携した対応
2 強靭な水道の確保	取組5 耐震化の更なる推進 取組6 新たなバックアップ体制の構築 取組7 危機管理体制の充実
3 水道サービスの持続の確保	取組8 適切な維持管理の継続と民間活力の導入 取組9 運営基盤の強化と効率的経営の確立 取組10 運営の透明化と情報の共有 取組11 環境負荷低減への配慮

【取組1】 水源水質の保全

項目	イ 水源地の水質状況の把握と監視
	□ 水源保全活動の支援
	ハ 水源事故対策及び水道施設のテロ等に対する対策
	二 地球温暖化に伴う局地的大雨等に対する対策
	ホ 火山噴火に対する対策
取組状況	イ 水源地の水質状況の把握と監視 [上水] カビ臭等の異臭味障害の懸念などがあることから、水源及び取水堰上流河川の水質検査を継続して行いました。

検証結果	<input type="checkbox"/> 水源保全活動の支援	[上水] [工水]
	七ヶ宿ダム湖畔クリーン作戦など、ダム管理者等の関係機関と連携して水源である各ダムの清掃美化活動を実施しました。	
	ハ 水源事故対策及び水道施設のテロ等に対する対策	[上水] [工水]
	魚類飼育槽等による水質状況の把握と監視を行うとともに、油流入事故に対応した訓練を定期的に実施しました。	
	二 地球温暖化に伴う局地的大雨等に対する対策	[上水] [工水]
	大雨等による高濁度時には、薬品の最適注入を行い、給水に影響がないように努めました。また、仙台北部工水においては、麓山浄水場に新たに濁度低減処理施設を建設し、令和3年5月から供用開始するなどサービス向上に当たりました。	
	ホ 火山噴火に対する対策	[上水]
	水源となるダム湖の内、火山噴火等の影響が考えられる仙南・仙塩広水では、火山噴火対策として平成28年度から浄水施設への覆蓋設置に着手しており、令和12年度までに完了する予定です。	

【取組2】 水質管理基準の確保

項目	<input type="checkbox"/> イ 水質監視及び検査の充実	
	<input type="checkbox"/> ハ 水安全計画の策定	
	八 浄水処理施設の適正な管理	
取組状況	イ 水質監視及び検査の充実	[上水]
	水質検査計画を毎年策定し、原水から浄水に至るまで、自動水質計測器によるモニタリングや水質検査を実施し、安全で良質な水道水を供給しました。	
	<input type="checkbox"/> ハ 水安全計画の策定	[上水]
	H A C C P [※] 手法を活用し、全ての過程において危害分析を行い、安全な水の供給を確実にする宮城県企業局水安全計画を平成28年8月に策定し、運用しました。	
	八 浄水処理施設の適正な管理	[上水] [工水]
	浄水過程で使用する機械設備等の保守点検や修繕のほか、計画的な更新を実施するとともに、各池類についても定期的な清掃を行うなど、浄水処理施設の適正な管理に努めました。	
検証結果	【順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている】	
	水質監視及び検査を適切に行い、また、浄水処理施設の適正な管理を行うことで、水質管理基準を満足した水質を確保しました。	
	近年の気象環境変化に伴う原水水質の悪化が顕著化していることから、引き続き、適切な水質管理を進めるとともに、運営権者や関係機関との連携を密にして良好な水質の確保に努める必要があります。	

※H A C C P：食品の製造から加工まで、あらゆる段階で発生する危害を予め分析し、その結果に基づいて、製造工程のどの段階でどのような対策を講ずれば、安全な製品を製造することができるかという衛生管理の手法。

【取組3】 適切な広報活動の展開

項目	<input checked="" type="checkbox"/> イ 水道水質等に関する情報発信 <input type="checkbox"/> ロ 水質予報の事前提供（高濁度等） ハ 広報・P R活動の展開
取組状況	<input checked="" type="checkbox"/> イ 水道水質等に関する情報発信 [上水] [工水] <p>各浄水場等から供給する上水と工水の水質検査結果や、東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故発生以降に実施している上水、工水及び浄水発生土の放射能濃度測定結果を適時ホームページにより情報発信を行いました。</p> <input type="checkbox"/> ロ 水質予報の事前提供（高濁度等） [上水] [工水] <p>大雨や台風などで水源から取水する原水に高濁度が見込まれる場合、受水市町村や受水事業者等に対して連絡網を活用し、事前情報の提供を行いました。</p> ハ 広報・P R活動の展開 [上水] [工水] <p>新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年4月から4年6月までは活動を自粛しましたが、その他の期間においては、小学生に対する環境学習等の場として浄水場施設の公開や職員による出前講座の実施のほか、県内各地で水道に関するパネル展の開催、企業局各事務所におけるP R動画の作成及びホームページへの掲載など広報やP R活動を実施しました。</p>
検証結果	<p>【順調 概ね順調 やや遅れている 遅れている】</p> <p>水道水質等に関する情報発信や高濁度等の水質予報の事前提供を継続的に実施するなど、適切な広報活動を展開しました。</p> <p>引き続き、県民の皆様や受水市町村の信頼確保に努める必要があります。</p>

【取組4】 関係者と連携した対応

項目	<input checked="" type="checkbox"/> イ 水質の安全性に関する関係者等による情報交換の場の設置 <input type="checkbox"/> ロ 水質事故に備えた合同訓練
取組状況	<input checked="" type="checkbox"/> イ 水質の安全性に関する関係者等による情報交換の場の設置 [上水] [工水] <p>水道用水供給事業では、「広域水道協議会※1」を通じ、情報発信の充実や受水市町村との意見交換等により、相互の緊密な連携を図りながら課題の解決に努めました。</p> <p>今後、必要に応じて大崎広域水道協議会と仙南・仙塩広域水道協議会を統合した「(仮称) 宮城県広域水道協議会」の設立について、検討していきます。</p> <p>工業用水道事業においては、「ユーザー協議会※2」を設置し、水質の安全性に関する受水事業所との共通理解の形成に努めました。</p> <input type="checkbox"/> ロ 水質事故に備えた合同訓練 [上水] [工水] <p>漏水事故を想定した訓練や情報伝達訓練などを定期的に行い、対応能力のレベルアップを図りました。受水市町村と連携した合同訓練については、今後、運営権者</p>

検証結果	も含めて実施していきます。
	<p>【順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている】</p> <p>広域水道協議会やユーザー協議会を開催したほか、各種合同訓練を実施し、関係者との連携が強化されました。</p> <p>引き続き、協議会等による課題解決や情報共有を充実させるとともに、漏水事故や水質事故時の対応能力を高めるため、訓練内容等を充実させる必要があります。</p>
	<p>※1 広域水道協議会：水道用水供給事業の円滑な事業推進を図るため、当局と受水市町村が会員となって構成された協議会である。 昭和 51 年 8 月に「大崎広域水道協議会」、平成元年 8 月に「仙南・仙塩広域水道協議会」を設置し、それぞれ下部組織として幹事会を設置している。</p> <p>※2 ユーザー協議会：工業用水道事業の円滑な事業推進を図るため、当局と工業用水道事業の受水事業所（ユーザー）が会員となって構成された協議会である。 平成 27 年 4 月、「仙塩・仙台圏工業用水道ユーザー協議会」と「仙台北部工業用水道ユーザー協議会」を設置し、情報交換や合同訓練等を行っている。</p>
	<p>【取組 5】 耐震化の更なる推進</p>
項目	<p>イ 水管橋の耐震化の早期完了</p> <p>□ 送水管の計画的な耐震化</p> <p>ハ 基幹土木施設の耐震化</p> <p>二 伸縮可とう管の補強（不具合箇所の徹底した解明と対策）</p>
取組状況	<p>イ 水管橋の耐震化の早期完了 [上水] [工水] 令和元年度までに予定していた上水の水管橋の耐震化については、令和 4 年度までに要対策 44 橋全てが完了し、工水の水管橋については平成 25 年度までに要対策 15 橋全てが完了しています。</p> <p>□ 送水管の計画的な耐震化 [上水] [工水] 上水については、第 I ステージとして非耐震管（A・T 形）を最優先に令和 9 年度までの完了を目指し取り組んでいるとともに、第 II ステージとなる K 形軟弱部等については、第 III ステージとなる本格的な管路更新を見据え、基礎調査及び試掘による管体調査等に令和 4 年度から着手しました。 なお、工水については、厳しい経営状況を踏まえ、耐用年数到来時に更新することとしています。</p> <p>ハ 基幹土木施設の耐震化 [上水] [工水] 上水については、代替施設等の大規模な仮設を要する仙南・仙塩広水の着水井や洗浄水槽など一部の施設を除き、令和 4 年度までに要対策 7 箇所中 3 箇所が完了、工水については、要対策 3 箇所中 3 箇所全ての耐震化が完了しています。</p> <p>二 伸縮可とう管の補強（不具合箇所の徹底した解明と対策） [上水] [工水] 上水については、試掘による現況調査について、令和 4 年度末の進捗が 72%、補強工事の進捗が約 81% となっています。また、工水については、厳しい経営状況を踏まえて、水管橋などの重要構造物前後に設置している施設を優先する計画に見直し、対策を進めています。</p>

検証結果	<p>【順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている】</p> <p>水管橋の耐震化が完了し、送水管の本格的な更新を見据えた新たな調査に着手したものの、基幹土木施設の耐震化や伸縮可とう管の補強工事には受水市町村との供給水量調整及び関連設備更新との工程調整や、試掘調査に時間を要しています。</p> <p>水道は、県民生活における重要なライフラインであることから、管路施設などの耐震化の推進については、引き続き取り組む必要があります。</p>
------	--

【取組6】 新たなバックアップ体制の構築

項目	<p>イ 受水市町村との連携によるバックアップ体制の整備</p> <p>□ 部分バイパス管の整備</p> <p>ハ 大崎広水及び仙南・仙塩広水独自の対応と両広水の接続</p> <p>二 工業用水のバックアップ体制の強化</p>
取組状況	<p>イ 受水市町村との連携によるバックアップ体制の整備 [上水] 仙台市において、市が所管する中原浄水場が一部機能停止した場合に備え、令和3年度に仙台市と仙南・仙塩広水の送水管を接続し、バックアップ体制を構築しました。</p> <p>□ 部分バイパス管の整備 [上水] 受水市町村同士の管路連結等については、有効な接続箇所の選定を行いました。今後も、必要に応じて事業化に向け受水市町村と検討していきます。</p> <p>ハ 大崎広水及び仙南・仙塩広水独自の対応と両広水の接続 [上水] 麓山浄水場と中峰浄水場を管理する大崎広水では、使用水量が多くなる夏季や漏水事故発生時等のバックアップなど、効果的な運用を行っています。 高区系・低区系の2系統の管路を管理する仙南・仙塩広水においては、名取市、岩沼市、亘理町、山元町の断水事故を契機として、低区系市町のバックアップとして「高区・低区連絡管」を整備し、令和5年1月末に運用を開始しました。 また、令和6年2月に、大河原町（低区）と村田町（高区）が緊急時連絡管の運用を開始しました。</p> <p>二 工業用水のバックアップ体制の強化 [工水] 既に3つの連絡管の整備を完了している仙塩及び仙台圏工水においては、水源への油流出事故発生時などのバックアップ機能を活用した運用を行っています。</p>
検証結果	<p>【順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている】</p> <p>仙南・仙塩広水では「高区・低区連絡管」や受水町同士の「緊急連絡管」を整備して運用を開始するとともに、仙台市との接続管の整備が進められるなど、新たなバックアップ体制の構築を図りました。</p> <p>今後とも、大崎広水と仙南・仙塩広水の管路の接続や、受水市町村同士や広域水道の管路を相互に活用したバイパス化等について、必要に応じた検討を行い、緊急時ににおけるバックアップ体制を強化していく必要があります。</p>

【取組7】 危機管理体制の充実

項目	イ 危機管理体制の強化
取組状況	<p>□ 緊急補修材料等の備蓄及び関係団体等との災害協定の締結等</p> <p>ハ 受水市町村と連携した緊急給水システム等の整備</p> <p>二 災害時における工業用水の有効活用</p> <p>イ 危機管理体制の強化 [上水] [工水] 東日本大震災の教訓を踏まえ、令和2年度に企業局業務継続計画を策定したほか、災害対策等実施要領や緊急時対策指針の改正を行うなど、各種マニュアルの充実を図りました。</p> <p>□ 緊急補修材料等の備蓄及び関係団体等との災害協定の締結等 [上水] [工水] 緊急補修材料について、計画に基づき備蓄数量の充実を図るとともに、必要な種類や保有状況を整理するなど、適切な管理を行いました。</p> <p>令和元年11月には一般社団法人日本水道運営管理協会と、令和3年2月には公益社団法人全国上下水道コンサルタント協会東北支部と災害協定を締結し、地震や豪雨等の災害で、市町村等も含めた上下水道施設（工水を含む）が被災した場合などにおいて、施設の早期復旧に結び付けるための被災状況調査等の技術支援等を迅速に受けられることが可能となりました。</p> <p>また、東日本大震災と同等の災害が発生した場合に備え、東京都との資機材の相互提供を盛り込んだ「宮城県と東京都の水道事業の連携に関する協定」を令和元年6月に締結しました。</p> <p>ハ 受水市町村と連携した緊急給水システム等の整備 [上水] 災害時に、各浄水場等から市町村の給水車に対する応援給水が迅速に行えるよう、毎年度、受水市町村と合同で「緊急給水装置設置訓練」を実施しました。</p> <p>二 災害時における工業用水の有効活用 [工水] 仙塩及び仙台圏工水では、災害時等における配水管内の水の生活用水としての利用を想定し、空気弁への接続資材を整えました。</p> <p>今後、工業用水の柔軟な利活用について、必要に応じて関係機関と調整していきます。</p>
検証結果	【順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている】

【取組8】 適切な維持管理の継続と民間活力の導入

項目	イ アセットマネジメント(資産管理)による施設等の維持と民間活力の導入
	□ 民間活力導入の促進
	ハ 適切な事業管理経費の確保
取組状況	<p>イ アセットマネジメント(資産管理)による施設等の維持と民間活力の導入 〔上水〕〔工水〕</p> <p>アセットマネジメントを適切に運用し、設備全体の健全度判定等を行いながら、水道施設の設備更新を進めました。</p> <p>□ 民間活力導入の促進 〔上水〕〔工水〕</p> <p>水道用水供給事業及び工業用水道事業では、個々の管理業務をできるだけまとめ、複数年契約を基本とした業務委託を発注することで業務の効率化と経費の節減を図つてきました。令和4年度からは上工下水道事業にPFI法に定める公共施設等運営事業（みやぎ型管理運営方式）を導入することで、更なる業務の効率化と経営基盤の強化に努めています。</p> <p>ハ 適切な事業管理経費の確保 〔上水〕〔工水〕</p> <p>広報・PR活動や企業局業務継続計画（BCP）の策定などでは非予算的手法を積極的に活用するとともに、必要な経費確保のため、受水市町村や受水事業所への理解醸成に努めました。</p>
検証結果	<p>【順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている】</p> <p>アセットマネジメントを運用し、水道施設の適切な設備更新に努めたほか、みやぎ型管理運営方式を導入するなど、民間活力の導入を積極的に進めました。</p> <p>引き続き、管路や機械・電気設備等について経費節減等を図るとともに、運営権者と連携し、新技術等を取り入れながら適切かつ効率的な維持管理を行う必要があります。</p>

【取組9】 運営基盤の強化と効率的経営の確立

項目	イ 適正料金の設定
	□ 資産の有効活用と適正管理
	ハ 水道サービスの運営基盤の強化に向けた広域化の検討
	ニ 将来の更新工事等の財源確保の方策の検討
	ホ 効率的・機動的な組織体制の確保
	ヘ 企業局職員研修計画の策定等による人づくり
	ト 社会情勢に対応した工業用水道事業の運営形態の検討 (仙塩と仙台圏工水の統合等)
取組状況	<p>イ 適正料金の設定 〔上水〕〔工水〕</p> <p>水道用水供給事業料金は、供用開始当初から企業債の安定的償還に着目した資金収支方式を採用していましたが、初期建設投資に充てた企業債償還が概ね終了したことから、令和2年度から将来の管路等の本格更新を見据えた損益収支方式による</p>

	<p>料金算定に変更し、適正料金の設定に努めました。また、みやぎ型管理運営方式の導入効果もあり、令和 6 年度から料金を値下げしています。</p> <p>工業用水道事業については、平成 23 年度から当期損失を計上していた仙台圏工水において平成 29 年 4 月に単価改定を実施し、安定的経営を確保しました。</p> <p>□ 資産の有効活用と適正管理 [上水] [工水]</p> <p>民間事業者に対し、事業用地や水道水のエネルギーを太陽光発電や小水力発電用として貸与することにより、新たな収入の確保を図りました。</p> <p>ハ 水道サービスの運営基盤の強化に向けた広域化の検討 [上水]</p> <p>市町村も含めた運営基盤強化のための広域化については、環境生活部を中心に総務部と当局も参画し、令和 5 年 3 月に「宮城県水道広域化推進プラン」を策定し、広域化へ向けた今後の方向性を示しました。</p> <p>ニ 将来の更新工事等の財源確保の方策の検討 [上水] [工水]</p> <p>多額の資金需要を見込む管路更新に備えた経営基盤強化として、令和 4 年度から、スケールメリットと民間の技術力等を最大限活用し、コスト最適化を実現するみやぎ型管理運営方式を導入しました。</p> <p>ホ 効率的・機動的な組織体制の確保 [上水] [工水]</p> <p>平成 31 年 4 月には、流域下水道事業の当局への移管に伴う組織改編を行い、水道経営管理室を水道経営課に改称するとともに、下水道事務所を引き継ぎ、業務量の増加に対する組織体制を確保したほか、令和 4 年 4 月のみやぎ型管理運営方式の導入による業務量の低減効果により、効率的な業務運営の基盤を整備しました。</p> <p>ヘ 企業局職員研修計画の策定等による人づくり [上水] [工水]</p> <p>若手職員の育成が課題となっていることから、令和 5 年 3 月に「宮城県企業局人財育成基本方針」を策定したほか、年度ごとに「企業局研修計画」を策定し、OJT や現場研修会、外部機関（東京都との協定に基づく派遣研修を含む）が主催する研修への参加のほか、業務上の知識や技術の習得を目的に大崎広域水道事務所では「麓山塾」、仙南・仙塩広域水道事務所では「南部山塾」と称して、座学や現場研修を実施するなど、人材育成を図っています。</p> <p>ト 社会情勢に対応した工業用水道事業の運営形態の検討 [工水]</p> <p>供給区域の多くが重複する仙塩工水と仙台圏工水の効率的な運営実現の一手法である「事業統合」を検討しましたが、配水水質や料金の違いから現段階では受水事業所の理解が得られないことが確認できたことから、事業統合は見送り、みやぎ型管理運営方式導入による運営体制の効率化により経営基盤強化を図ることとした。</p>
検証結果	<p>【順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている】</p> <p>現在の経営状況に最適な料金制度への変更と、適時・適切な改定や資産の有効活用を進めたほか、スケールメリットと民間の技術力を最大限活用しコスト最適化を図るみやぎ型管理運営方式の導入など、経営基盤の強化を推進しました。</p> <p>今後も安定した事業継続のため、事業ごとの経営環境と財務状況等を適時・的確に把握して、運営していく必要があります。</p>

【取組10】 運営の透明化と情報の共有

項目	イ 運営の透明化
	□ 受水市町村及び受水事業所との共通認識の形成
	ハ 水循環の健全化を目指したみやぎウォーターコミュニケーションの展開
取組状況	イ 運営の透明化 [上水] [工水] 予算・決算及び財務諸表に加え、業務指標（P I）の算定・公表を行うことで、事業に関する情報の公開を進め、情報の共有・共通認識の形成に取り組みました。また、みやぎ型管理運営方式の導入に当たっては、県民生活にとって欠かすことができない水道事業の重要性を踏まえ、シンポジウムや事業説明会の開催のほか、県政によりによる広報や市町村への説明を定期的に行うなど、丁寧かつ積極的に対応しました。
	□ 受水市町村及び受水事業所との共通認識の形成 [上水] [工水] 水道用水供給事業では、広域水道協議会等を年数回開催して情報共有や懸案事項の議論等を行い、受水市町村との共通認識を形成しました。
	工業用水道事業については、平成 27 年度に仙塩・仙台圏及び仙台北部のユーザー協議会を設立し、各年度の実施事業の報告、今後の事業運営のあり方等について受水事業所と意見交換を行い、連携の強化や事業への共通理解を深めました。
	ハ 水循環の健全化を目指したみやぎウォーターコミュニケーションの展開 [上水] [工水] 県民の水道事業に対する理解を深めるため、当局の情報誌である「メビウス」を定期発行し、受水市町村や関係機関等と連携しながら、水の有り難さと水道事業の重要性について意識啓発に努めました。
	【順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている】 関係者との情報共有の場である広域水道協議会やユーザー協議会を活用するなど、共通認識を図ることができました。また、みやぎ型管理運営方式の導入に当たり、様々な媒体を活用した情報発信と丁寧な説明を行いました。 今後は、当局のみならず、運営権者も含めて、事業ごとの水質や経営状況などについて、ホームページ等を活用し積極的に情報を発信していく必要があります。
検証結果	

【取組11】 環境負荷低減への配慮

項目	イ 省エネルギーの取組推進
	□ 再生可能エネルギーの導入促進
	ハ 净水発生土の有効利用

取組状況	イ 省エネルギーの取組推進	[上水] [工水]
	環境負荷の低減を図るため、浄水場の効率的な運転を継続するとともに、老朽化によりランニングコストの負担が増加した設備については、更新の際に可能な限り省エネルギー性能の優れた機種への切り替えを行い、省エネルギー対策を進めました。	
	□ 再生可能エネルギーの導入促進	[上水] [工水]
	仙南・仙塩広水において、白石太陽光発電所（平成 25 年度開始）や馬越石水力発電所（平成 26 年度開始）に加え、平成 30 年度には低区調整池で民間活力を活用した小水力発電事業を開始、令和 5 年度から未利用資産である七ヶ宿ダム使用権を活用した南部山小水力発電事業に着手するなど、再生可能エネルギーの導入を推進しました。	
	ハ 浄水発生土の有効利用	[上水] [工水]
	東日本大震災以降、各浄水場から発生する浄水発生土から検出された放射性物質の影響により、埋立処分を行った時期がありましたが、放射性物質の濃度低下後は、セメント原料や緑化基盤材原料への転用などにより、有効活用を図りました。なお、放射性物質汚染特別措置法により、指定廃棄物とされた浄水発生土については、適切に管理、保管しています。	
検証結果	【順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている】 浄水場の効果的な運転や省エネルギー設備への切替えを行うとともに、小水力発電事業を導入するなど環境負荷低減につながる施策を実施しました。 引き続き、環境保全に対する社会的責任を果たすため、省エネルギー対策と再生可能エネルギーの導入促進に取り組む必要があります。	

第2節 宮城県流域下水道事業経営戦略における取組と検証結果

流域下水道経営戦略は、平成31年4月から流域下水道事業を当局へ移管し、地方公営企業法を全部適用することなどを背景に、平成31年3月に土木部が策定したもので、「下水道事業の安定的経営と良好な水環境の形成」の基本理念に基づき、「経営基盤の強化」「下水道施設の強靭化」及び「安全で安心な生活環境の創出」の3つを経営方針に掲げ、9つの施策に取り組んできました。

本節では、この9つの施策に対するこれまでの取組状況を検証し、4段階で評価するとともに、今後の課題について整理した上で、本計画において取り組む事業に反映していきます。

宮城県流域下水道事業経営戦略（平成31（令和元）年度～令和10年度）における経営方針と施策

経営方針	施 策
(1) 経営基盤の強化	施策① 安定した財政運営 施策② 経営の効率化 施策③ 下水道資源の活用
(2) 下水道施設の強靭化	施策① 施設の老朽化対策の推進 施策② 防災減災・危機管理対策の推進
(3) 安全で安心な生活環境の創出	施策① 接続人口の拡大 施策② 広域化・共同化 施策③ 公共用水域の水環境改善 施策④ 地域温暖化への対応

【施策(1)-①】 安定した財政運営

取組 状況	<input checked="" type="checkbox"/> 収益の確保 <input type="checkbox"/> 費用の削減
	イ 収益の確保 下水道処理人口普及率の上昇等により、令和元年度から令和3年度の維持管理負担金収益については、計画比で4%増加しました。また、急激な物価上昇を踏まえ、令和6年度に維持管理負担金の臨時改定を実施しました。 下水道資源を活用した収益の確保については、継続的に実施し、仙塩浄化センターにおける消化ガスの売却（平成30年度開始）については、概ね当初見込みどおりの収益予想ベースで推移しています。 ロ 費用の削減 地震や豪雨災害により下水道設備が被災したことから、令和元年度から令和3年度の営業費用については、計画比で6%増加しました。 一方、みやぎ型管理運営方式の導入により、中南部4流域については、大きなコスト削減を図りました。

	また、指定管理者制度により運営している東部3流域については、省エネ設備の導入などによる費用の削減を図りました。
検証結果	<p>【順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている】</p> <p>令和3年2月と令和4年3月の地震により仙塩浄化センターの汚泥焼却施設等が被災し、営業費用が増大したものの、収益の確保及び費用の削減に努めたことから、計画を上回る純利益を確保しました。</p> <p>しかし、昨今の電気料や物価上昇の影響から、経営状況は厳しさを増すことが予測されており、更なる経営改善に努める必要があります。</p>

【施策(1)-②】 経営の効率化

取組	<p>イ 指定管理者制度の推進</p> <p><input type="checkbox"/> 宮城県上工下水一体官民連携運営事業の導入</p>
取組状況	<p>イ 指定管理者制度の推進</p> <p>指定管理者に対しては、「流域下水道施設指定管理者の管理運営業務に係るモニタリング・評価実施要項」に基づく中間点検やモニタリング等を実施し、より効率的な管理運営に向けた、事業監視・指導に取り組みました。</p> <p><input type="checkbox"/> 宮城県上工下水一体官民連携運営事業の導入</p> <p>民間のノウハウやスケールメリットを生かしたみやぎ型管理運営方式を導入し、経費削減や更新費用の抑制等を図りました。</p>
検証結果	<p>【順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている】</p> <p>指定管理者に対する中間点検やモニタリングの実施により効率的な運営を行ったほか、みやぎ型管理運営方式の導入により、経費削減や更新費用の抑制等を図ることができました。</p> <p>引き続き、指定管理者や運営権者に対するモニタリングを継続して実施するなど、更なる効率化に努めていく必要があります。</p>

【施策(1)-③】 下水道資源の活用

取組	<p>イ 下水汚泥の適正処理と併せた再資源化の推進</p> <p><input type="checkbox"/> 消化ガス発電</p> <p>ハ 汚泥造粒固化物の利用拡大</p> <p>二 下水道資源の有効活用</p>
取組状況	<p>イ 下水汚泥の適正処理と併せた再資源化の推進</p> <p>令和3年度における流域下水汚泥の再資源化は100%であり、建設資材・堆肥等への資源化による有効利用を進めました。</p> <p>□ 消化ガス発電</p> <p>仙塩浄化センターの消化ガス発電（平成30年度開始）については、発電設備の不具合により一時停止した期間を除き、順調に事業を進めることができました。</p>

	<p>八 汚泥造粒固化物の利用拡大 県南浄化センターの汚泥造粒固化物（平成 21 年度開始）については、売却先の設備が地震により被災し、一時的に売却不能となった期間を除き全量売却を行いました。</p> <p>二 下水道資源の有効活用 大学等からの研究の依頼を積極的に受け入れ、仙塩浄化センターでの下水汚泥を用いたメタン発酵に関する研究開発等について支援を行いました。</p>
検証結果	<p>【順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている】 下水汚泥の適正処理と併せた再資源化を進めるとともに、消化ガス発電や汚泥造粒固化物の利用拡大を推進しました。 今後は、東部 3 流域について、更なる下水道資源の有効活用を進めるとともに、みやぎ型管理運営方式を導入している中南部 4 流域についても、運営権者と協議しながら、下水道資源の有効活用に取り組む必要があります。</p>

【施策(2)-①】 施設の老朽化対策の推進

	<p>イ ストックマネジメント計画の策定</p> <p>□ 実施計画の策定</p> <p>ハ 施設の更新・長寿命化対策の推進</p>
	<p>イ ストックマネジメント計画の策定 施設の老朽化を踏まえた長期的な観点での投資の方向性を示す「宮城県流域下水道ストックマネジメント計画（平成 30 年度）」について、令和 5 年度を初年度とする 20 年間の計画として、令和 4 年度に見直しを行いました。</p> <p>□ 実施計画の策定 上記ストックマネジメント計画の見直しとともに、令和 5 年度から令和 9 年度までの 5 か年計画である「改築実施計画」の見直しを行いました。</p> <p>ハ 施設の更新・長寿命化対策の推進 ストックマネジメント計画に基づき、処理場、ポンプ場、管路等の施設について、改築更新及び長寿命化対策を推進するとともに耐震性能の確保に取り組みました。</p>
検証結果	<p>【順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている】 「宮城県流域下水道ストックマネジメント計画」や「改築実施計画」を見直したほか、処理場、ポンプ場等の施設について、改築更新や長寿命化対策を進めました。 今後は、新たに策定したストックマネジメント計画に基づき、施設の優先度を考慮した改築更新や長寿命化対策を継続して進める必要があります。</p>

【施策(2)-②】 防災減災・危機管理対策の推進

取組	イ 施設の耐震化
	□ 業務継続計画（BCP）の策定・更新
	ハ 危機管理体制の充実
取組状況	イ 施設の耐震化 流域下水道の処理場施設については、平成26年度に改定された耐震診断・耐津波診断基準に基づき、東部下水道事務所を先駆けに現状施設の耐震化適合率を確認しました。
	□ 業務継続計画（BCP）の策定・更新 東日本大震災の教訓を踏まえ、令和2年度に企業局業務継続計画（BCP）を策定したほか、災害対策等実施要領や緊急時対策指針の改正を行うなど、各種マニュアルの充実を図りました。
	ハ 危機管理体制の充実 令和元年度に一般社団法人日本下水道施設管理業協会等との災害発生時における応急復旧のために必要な業務支援協定の締結を行うなど、下水道施設や管路における迅速な応急復旧対策等に向けて各業界団体との協定の充実に努めました。
検証結果	【順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている】 対象施設の耐震化を進めるとともに、企業局業務継続計画（BCP）の策定や業界団体と協定を締結するなど、危機管理体制の充実を図りました。 引き続き、災害時においても下水道機能を維持できるよう、施設の耐震化や危機管理体制の充実を進める必要があります。

【施策(3)-①】 接続人口の拡大

取組	イ 下水道の普及拡大
	□ 下水道の住民理解の促進
	イ 下水道の普及拡大 流域関連市町村からの新たな接続協議等について早期の事務処理に努めたことなどにより、下水道処理人口普及率が上昇しました。
取組状況	□ 下水道の住民理解の促進 下水道の日となっている9月10日を含む1週間を「下水道啓発促進週間」と設定し、マンホール蓋の展示等を実施しました。また、新型コロナ感染拡大の影響により、下水道まつりや小中学校からの見学を制限せざるを得ない時期があったものの、令和4年6月から見学の受け入れを再開するとともに、運営権者主催の「みずむすびフェス」開催などの広報活動に努めました。
	【順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている】 下水道処理人口普及率の上昇のほか、「下水道啓発促進週間」の設定やホームページ等で広報活動を展開しました。
	これまでの活動を継続するとともに、運営権者や指定管理者と連携して、更なる下

水道の普及拡大や住民理解の促進に取り組む必要があります。

【施策(3)-②】 広域化・共同化

取組	<input checked="" type="checkbox"/> イ 下水道広域化・共同化計画の策定 <input type="checkbox"/> □ 下水道広域化・共同化に向けたロードマップの策定
取組状況	<input checked="" type="checkbox"/> イ 下水道広域化・共同化計画の策定 <p>県内の下水道事業では、施設老朽化に伴う更新需要の増大や、人口減少に伴う使用料収入の減少、職員数の減少に伴う執行体制の脆弱化などから、経営環境が一層厳しさを増している状況を踏まえ、土木部を中心とした県及び市町村により、各自治体の枠を超えた経営環境の改善に向け、令和5年3月に「宮城県下水道広域化・共同化計画」を策定しました。</p> <input type="checkbox"/> □ 下水道広域化・共同化に向けたロードマップの策定 <p>計画では、県内35市町村を7つのブロックに区分し、各地域ブロックの特徴を踏まえながら、市町村が主体となって検討し、取組メニューに関するロードマップを策定しました。</p>
検証結果	<p>【順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている】</p> <p>「宮城県下水道広域化・共同化計画」を令和5年3月に策定するとともに、各地域ブロックの特徴を踏まえながら、広域化・共同化に向けた取組メニューに関するロードマップを策定しました。</p> <p>今後は、策定した計画等に基づき、土木部と連携し、市町村の広域化・共同化の推進を支援する必要があります。</p>

【施策(3)-③】 公共用水域の水環境改善

取組	<input checked="" type="checkbox"/> イ 放流水の水質改善
取組状況	<input checked="" type="checkbox"/> イ 放流水の水質改善 <p>浄化センターごとに法定基準よりも厳しい管理目標値を設定し水質管理を行うなど、公共用水域の更なる水環境改善に取り組みました。</p>
検証結果	<p>【順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている】</p> <p>法定基準よりも厳しい管理目標値を設定するなど、水質改善を推進しました。</p> <p>下水道は、住民生活に不可欠なライフラインであるとともに、公共用水域の水質保全に影響を及ぼすものであることから、引き続き適正な水質管理に取り組む必要があります。</p>

【施策(3)－④】 地球温暖化への対応

取組	<input checked="" type="checkbox"/> 再生可能エネルギーの利用推進 <input type="checkbox"/> 温室効果ガス排出削減への貢献
取組状況	<input checked="" type="checkbox"/> 再生可能エネルギーの利用推進 <p>仙塩浄化センターにおける発電事業者への消化ガスの売却（平成30年度開始）を継続して実施しました。また、運営権者による仙塩浄化センターでの太陽光発電設備の設置の検討や、当局による東部3流域への太陽光発電設備の設置事業を推進しました。</p> <input type="checkbox"/> 温室効果ガス排出削減への貢献 <p>施設の改築や更新にあわせて省エネルギー効果のある設備を導入するとともに、東部3流域の浄化センターについて、地球温暖化対策に寄与する汚泥肥料化の検討を行いました。</p>
検証結果	<p>【順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている】</p> <p>施設の改築や更新にあわせて省エネルギー効果のある設備を導入したほか、発電事業者への消化ガスの売却を継続して実施するなど、再生可能エネルギーの利用促進等に取り組みました。</p> <p>地球温暖化対策として、これまで実施してきた事業を継続するとともに、運営権者と連携し、最新の省エネ機器の導入等、現在検討中の事業の具体化や、新たな事業の検討等も進める必要があります。</p>

第3節 宮城県企業局新経営計画における取組と検証結果

中長期的な経営の基本計画である新経営計画は、水道用水供給事業、工業用水道事業及び地域整備事業に係る投資・財政計画及び資金計画などに加えて、組織管理や人材育成に関する取組についても記載し、企業局全体の経営に関する事項についてまとめています。

本節では、各項目に対するこれまでの取組状況を検証し、4段階で評価するとともに、今後の課題について整理した上で、本計画において取り組む事業に反映していきます。

宮城県企業局新経営計画（平成27年度～令和6年度）における主な取組等

経営方針	主な取組等
水道用水供給事業の経営	(水道事業戦略プランのとおり)
工業用水道事業の経営	(水道事業戦略プランのとおり)
地域整備事業の経営	取組1 収益の安定的な確保 取組2 支出の削減 取組3 土地貸付事業 取組4 長期貸付事業
効率的・経営健全性の取組	取組1 組織、人材、定員、給与 取組2 広域化 取組3 民間資金、ノウハウの活用

1 地域整備事業

【取組1】 収益の安定的な確保

項目	イ テナント・リーシングの推進
	□ 適正なオフィス賃料等の設定及びリテンションの推進
取組状況	ハ みなと仙台ゆめタウン（仙台港背後地）における土地貸付
	イ テナント・リーシング※1の推進 仙台港国際ビジネスサポートセンター（以下「アクセル」という。）の賃貸オフィスについては、アクセルが立地する周辺企業1,300者への物件紹介のダイレクトメール、公益社団法人宮城県宅地建物取引業協会との協定及び土木部・経済商工観光部と連携したポートセールス等による物件紹介など、着実に入居促進に努めたことにより、近年の入居率は8割以上で推移しています。 収益向上のためには、空室解消が重要であることから、オフィス以外の用途での貸付に向けた検討も進めてきた結果、令和4年9月には、コワーキングスペース事業を行う事業者の入居が決定したことにより、アクセルの入居率は、一時的に100%となりました。

	<p><input type="checkbox"/> 適正なオフィス賃料等の設定及びリテンション※2の推進</p> <p>オフィス賃貸仲介事業者等を通じて周辺地域のオフィス需要動向、賃料の相場等の情報収集を行うとともに、地方公営企業としての経済性の確保も勘案しながら、アクセルの賃料・共益費の金額を設定しています。また、事務所機能以外での貸付については、仙台港国際ビジネスサポートセンター管理規程に基づき、賃料等の減免を適用する等、入居者保持に結び付けています。</p> <p>ハ みなと仙台ゆめタウン（仙台港背後地）における土地貸付</p> <p>仙台港背後地の土地区画整理事業については、平成3年から事業が開始され、平成26年に最終的な換地決定がなされました。当局では、平成27年に土木部から換地決定後の用地を取得（最終的に19区画を取得）し、販売などを開始しました。その後、積極的な広報展開と利用者誘致活動を行った結果、平成29年11月には全ての区画の売却又は貸付を達成しました。</p>
検証結果	<p>【順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている】</p> <p>アクセルの賃貸オフィスについては、入居率が計画策定当初は約7割だったものの、現在では、上記取組により8割以上となっており、着実な成果を上げています。今後、退去者が出てくる可能性もあることから、高い入居率を維持できるよう、その都度、物件情報のPR等を行うとともに、引き続き適正な賃料・共益費を設定していく必要があります。</p> <p>みなと仙台ゆめタウン（仙台港背後地）における土地貸付については、平成29年度に全区画の売却又は貸付を達成しました。</p> <p>今後も安定した収入の確保を図るため、特に貸付規模の大きいセンター地区の貸付継続に努めるとともに、当該エリアの賑わい創出をさらに促進する必要があります。</p>

※1 テナント・リーシング：不動産賃貸契約

※2 リテンション：入居者保持

【取組2】 支出の削減

項目	<p><input checked="" type="checkbox"/> オフィス・スペースの効率的な管理運営</p> <p><input type="checkbox"/> 光熱水費等の節減</p>
取組状況	<p><input checked="" type="checkbox"/> オフィス・スペースの効率的な管理運営</p> <p>平成26年度以降、経済商工観光部が所管する夢メッセみやぎの指定管理者コンソーシアムの一員で、実質的にアクセルの1・2階部分の管理を担当する事業者にアクセルの管理運営業務を委託しました。これにより夢メッセみやぎと緊密な連携を図りながら、管理運営業務受託事業者の経験と経営のノウハウを最大限に活用して、顧客ニーズに適切に対応してきました。</p> <p><input type="checkbox"/> 光熱水費の節減</p> <p>アクセルにおいて、令和元年度に策定した「長期更新・修繕計画」に基づき、計画的に施設・設備等を更新・修繕しており、令和元年度に実施した電灯設備更新工事では、LED照明への更新により省エネ化を図り、令和2年度の電気使用量が前年度比約84%に低減する等、一定の効果を上げています。</p>

【順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている】

アクセルのオフィス・スペースについては、夢メッセみやぎと緊密な連携が図られることで、効率的な管理運営を行うことができました。今後も「長期更新・修繕計画」に基づき、経済商工観光部と連携の上、施設等の計画的な更新・修繕を行いながら、適切な維持管理に努めていく必要があります。

一方、光熱費等の節減については、一定の成果を上げているものの、昨今、電気料金の高騰が著しく、経営に与える影響が少なくないことから、費用対効果も検証しながら、既存設備をエネルギー消費量の少ない高効率設備へ切替えることを継続して検討していく必要があります。

【取組3】 土地貸付事業

主に仙台港周辺地域の土地について、商業施設や流通業務施設等を用途とする事業者に対して貸付を行っています。

【仙台港周辺地域の貸付状況（令和7年3月31日現在）】

貸付用途別	貸付面積	備考
商業施設	122,169.02m ²	三井アウトレットパーク 仙台港及びカインズ仙台港店に貸付
流通業務施設	14,699.28m ²	流通事業者等7者に貸付
計	136,868.30m ²	



【順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている】

所有する全ての土地の貸付により、平成 29 年度決算で累積欠損を解消し、未処分利益剰余金計上に寄与しました。

今後も安定した収入の確保を図るため、特に貸付規模の大きいセンター地区については、貸付継続に努める必要があります。

【取組4】 長期貸付事業

地方公営企業法第 18 条の 2 及び企業局会計間貸付要綱に基づき、必要に応じて、水道用水供給事業、工業用水道事業及び流域下水道事業に対して、下記のとおり貸付を行いました。			
令和7年3月31日現在			
貸付先別会計	貸付額	償還済額	償還残額
水道用水供給事業会計	3,007,000,000円	3,007,000,000円	0円
大崎広域水道事業	907,000,000円	907,000,000円	0円
仙南・仙塩広域水道事業	2,100,000,000円	2,100,000,000円	0円
工業用水道事業会計	5,395,200,000円	5,395,200,000円	0円
仙塩工業用水道事業	2,005,700,000円	2,005,700,000円	0円
仙台圏工業用水道事業	231,000,000円	231,000,000円	0円
仙台北部工業用水道事業	2,266,500,000円	2,266,500,000円	0円
仙南工業用水道事業	892,000,000円	892,000,000円	0円
流域下水道事業会計	1,210,000,000円	1,210,000,000円	0円
仙塩流域下水道事業	172,344,000円	172,344,000円	0円
阿武隈川下流域下水道事業	172,943,000円	172,943,000円	0円
鳴瀬川流域下水道事業	172,942,000円	172,942,000円	0円
吉田川流域下水道事業	172,943,000円	172,943,000円	0円
北上川下流域下水道事業	172,943,000円	172,943,000円	0円
北上川下流東部流域下水道事業	172,942,000円	172,942,000円	0円
迫川流域下水道事業	172,943,000円	172,943,000円	0円
計	9,612,200,000円	9,612,200,000円	0円

【参考：企業局会計間貸付要綱貸付条件（旧要綱 H9.10～H31.3）】

項目	条件
用途	原則、建設改良費、企業債償還金等資本的支出に充てる
利率	管理者が一般の金利水準、企業債の利率等を勘案して定める
償還方法	原則、半年賦元利均等償還
償還期限	15 年以内（うち据置期間は 5 年以内）
元利金支払期日	毎年 9 月 30 日及び 3 月 20 日

【参考：企業局地域整備事業会計貸付要綱貸付基準（新要綱 H31.4～）】

	設備資金貸付金	事業資金等貸付金
用 途	施設整備のため建設改良費・企業債等償還金等の資本的支出に充てる	事業資金等の一時的な資金不足に対応する
利 率	貸付日時点の企業債利率を参考とし、同等の貸付条件（貸付期間・据置期間）の率の範囲内とする	貸付日時点の地域整備事業会計の余剰金を運用している金融商品の利率
償還方法	半年賦元利均等償還とし、固定金利方式又は利率見直し方式（5年ごと）のいずれかを選択する	元利一括償還
償還期限	40年以内（うち据置期間5年以内）とし、減価償却期間の範囲内とする	1年以内
元利金支払期日	毎年9月20日及び3月20日（据置期間の利子も同様）	貸付期間満了日

【順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている】

地域整備事業会計創設時、水道用水供給事業と工業用水道事業においては、施設建設当時に借入れをした企業債等の金利が6～7%以上と高金利なものが多く、また、企業債は借換えや繰上げ償還に一定の制限があるため、大部分が高金利のまま返済しなければならず、経営を圧迫する一因となっていました。また、平成31年4月に土木部から当局に移管された流域下水道事業における建設改良工事は、国庫補助金、建設負担金及び企業債等を財源としており、その財源の受入れは主に年度末になることから、資金繰りが困難な場合には、別途資金を調達する必要があります。

このような状況を踏まえ、地域整備事業会計では、地方公共団体金融機構において定める利率等を参考とした、低利資金貸付を行うことにより金利負担の軽減を図り、各事業の円滑な実施と企業経営の安定化に寄与しました。

現在、水道用水供給事業と工業用水道事業に対する貸付は全て償還済みですが、今後も必要とされる資金需要を精査し、それに応じて貸付を行います。

また、流域下水道事業については、上記財源構造のほか、ストックマネジメント計画及び昨今の物価高騰等も考慮した上で、不足資金への対応を行う必要があります。

検証結果

2 効率化・経営健全化

【取組1】 組織、人材、定員、給与

項目	イ 定員管理・組織体制
	ロ 人材の確保と職員の能力開発
	ハ 職員の給与の適正化
	ニ 人事評価の導入

イ 定員管理・組織体制

当局では、経営の健全化を図るため、これまで定員管理の適正化や組織体制の見直しに努め、人件費の抑制や経営コストの縮減を図ってきました。特に平成 11 年度以降は、宮城県職員の計画的な定員管理の取組として「定数適正化計画」(平成 11~17 年度)、「定員管理計画」(平成 18~22 年度)が実施され、当局も各事業において施設の管理運営業務等の外部委託を導入するなど、運営形態の見直しを図りつつ、より効率的な組織体制の編成に取り組んだことで、職員数は、取組前の平成 10 年度 122 人から平成 22 年度には 71 人まで大幅に減少しました。

平成 22 年度から 26 年度にかけての「新定員管理計画」では、仙南・仙塩広域水道における高区・低区送水連絡管事業に伴い、所要の人員を確保したほか、その後も新たな経営課題に取り組むため、現員の維持又は所要の人員の確保に努め、特に平成 31 年 4 月には流域下水道事業の当局への移管に伴い、組織改編により水道経営管理室を水道経営課に改称し、併せて下水道事務所を引き継ぎ、当局は 2 課 4 事務所体制となり、流域下水道事業に関する職員を 50 人増員配置するなど、各事業の安定的な運営を支える人材を確保してきました。

【職員数の年度別推移】(職員数は現員数)

(単位：人)

	H10	H18	H22	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5
職員数	122	79	71	78	81	80	77	80	131	127	127	124	123
対前比	－	△43	△8	7	3	△1	△3	3	51	△4	0	△3	△1

□ 人材の確保と職員の能力開発

知事部局における平成 10 年代の職員採用の抑制や、その後のベテラン職員の大量退職に伴い、当局においても特に中堅職員の層の薄さが顕著となり、若手職員の早期育成が課題とされてきました。このため、職員間の OJT の強化や、研修計画に基づく体系的な研修を実施することとし、令和 5 年 3 月に「宮城県企業局人財育成基本方針」を策定したほか、年度ごとに「企業局職員研修計画」を策定し、OJT や現場研修会のほか、外部機関が主催する研修等への参加など体系的な研修を実施することで、職員の早期育成を図り、組織として技術力の確保に努めてきました。

ハ 職員の給与の適正化

職員の給与については、宮城県として、民間の給与水準と均衡させることを基本とする県人事委員会の勧告を尊重して、給与の適正化に取り組んでいることから、当局においても同様に適正な給与制度の運用に努めてきました。

二 人事評価の導入

人口減少社会の到来や近年頻発する大規模な災害への対応など、当局を取り巻く社会経済情勢の変化と、より厳しさを増していく経営環境の中で、職員には困難な課題を解決する能力と高い業績を挙げることが求められています。こうしたことから、当局においては、宮城県が平成 28 年度から本格実施した人事評価制度を導入し、職員への公正で客観的な評価と職員個々の適性・能力に合った人材育成を図るとともに、適

検証結果	材適所の人員配置に努めてきました。
	<p>【順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている】</p> <p>長年の定員管理の取組により、職員数は減少傾向にありますが、厳しい経営環境の中でも限られた財源と人材を真に必要な業務に集中し、みやぎ型管理運営方式や指定管理者制度等の官民連携や業務の外部委託の推進にあわせて、より効率的な組織体制を整備していく必要があります。</p> <p>一方で、様々な経営課題に取り組んでいることから、職員一人当たりの業務量は増加しています。今後は、働き方改革を意識した業務改善や職員のワーク・ライフ・バランスの実現にも取り組み、組織としての活性化を図っていく必要があります。</p> <p>さらに公営企業として将来にわたり良質なサービスを提供していくため、これまで培ってきた技術の継承や人材育成のための取組の更なる充実を図り、組織の大切な財産である職員を「人財」として育成していく必要があります。</p>

【取組2】 広域化

項目	イ 水道用水供給事業における広域化等の推進
取組状況	<p>イ 水道用水供給事業における広域化等の推進</p> <p>水道事業の経営基盤強化方策としては、広域化が有効とされているところであり、市町村水道事業の広域化を推進する環境生活部では、平成31年1月に「宮城県水道事業広域連携検討会」を設置し、当局も検討会の構成員に加わり、広域連携の効果シミュレーションの実施や各事業体が抱える課題を把握しながら、モデルエリアの設定や詳細検討等に協力してきました。</p> <p>また、令和3年度からは、有識者の俯瞰的・客観的意見を幅広く聴取するため、学識経験者等を構成員として設置された「水道事業のあり方懇話会」に委員として参画し、令和4年度には、広域化の取組を希望する事業体間での検討を進め、令和5年3月には「宮城県水道広域化推進プラン」が策定されています。</p>
検証結果	<p>【順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている】</p> <p>環境生活部が設置した「宮城県水道事業広域連携検討会」や「水道事業のあり方懇話会」の構成員として広域化についての議論に参画し、令和5年3月には「宮城県水道広域化推進プラン」が策定されました。</p> <p>当局としては、「宮城県水道広域化推進プラン」を進めるため、引き続き、必要な協力をしていくほか、水道用水供給事業を含めた広域化については、連携手法の一つとして、先行する他府県の様々な広域化の手法等を参考にしつつ、市町村の意向等を踏まえ、最適な広域化の手法について検討を進める必要があります。</p>

【取組3】 民間の資金、ノウハウの活用

項目	イ みやぎ型管理運営方式による水道事業における官民連携の推進
	□ 流域下水道事業における指定管理者制度の活用

水道事業等における官民連携は、水道施設の適切な維持管理及び計画的な更新やサービス水準等の向上はもとより、水道事業等の運営に必要な人材の確保、ひいては官民における技術水準の向上に資するものであり、持続可能な水道事業の健全経営を図る上での有効な選択肢の一つとされています。

官民連携については、個別の業務を委託する形のほか、PFI法に基づく公共施設等運営権（コンセッション）方式、地方自治法に基づく指定管理者制度など様々な形態の中から、それぞれの事業の実情に応じ、適切な形態の官民連携を実施しています。

イ みやぎ型管理運営方式による水道事業における官民連携の推進

人口減少社会の進展等により、今後ますます厳しさを増す水道事業の経営状況を改善するため、水道用水供給事業2事業、工業用水道事業3事業及び流域下水道事業4事業を対象にPFI法に基づく公共施設等運営権（コンセッション）方式を適用し、民間事業者による浄水場や下水処理場の運営・管理を行う「みやぎ型管理運営方式」として令和4年4月から事業を開始しています。

みやぎ型管理運営方式の運営権者である「株式会社みずむすびマネジメントみやぎ」との契約期間は令和24年3月末までの20年間と長期であり、従前の委託契約を主とした事業手法と比較して大幅にコストを削減した事業運営が実現できる見通しとなっています。

代替性のない公共事業である水道事業において官民連携を実現する上では、水質・水量をはじめとした「水の安全・安心」だけでなく、運営権者の会社経営の健全性についても確認する必要があり、みやぎ型管理運営方式では有識者等からなる第三者機関「経営審査委員会」を設置し、複層的なモニタリング体制による厳格な監視を行い、その結果を適時適切に情報発信しています。

□ 流域下水道事業における指定管理者制度の活用

指定管理者制度により運営を継続する東部3流域下水道事業については、引き続き民間の力を活用し、効率的な事業運営によりコストの削減を図っています。

【順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている】

令和4年4月に民間の力を最大限に活用するみやぎ型管理運営方式を導入したほか、引き続き指定管理者制度を活用して運営を継続する流域下水道においても、効率的な事業運営によるコストの削減を図っています。

みやぎ型管理運営方式においては、水道事業が代替性のない公共事業であることから、水質・水量をはじめとした「水の安全・安心」だけでなく、運営権者の会社経営の健全性についても確認することが重要であるため、引き続き、運営権者、県、経営審査委員会による複層的なモニタリング体制による厳格な監視と、その結果を適時適切に情報発信していく必要があります。

また、指定管理者制度においても、厳格なモニタリングを継続して行うなど、更なる効率化に取り組むとともに、情報発信に努めていく必要があります。

これまでの取組の主な成果



伸縮可とう管の補強
(大崎広水)



高区・低区送水連絡管の運用
(仙南・仙塩広水)



濁度低減処理施設の運用
(仙台北部工水)



流域下水道まつりの開催
(東部3流域)



みなとオアシス仙台港ウォーク
(地域整備)



みやぎ型管理運営方式
(事業開始式)
(上水・工水・下水)

解説②：アセットマネジメントとストックマネジメント

水道用水供給事業、工業用水道事業及び流域下水道事業では、浄水場や処理場、ポンプ場における土木構造物や機械・電気設備のほか、送水管路や幹線管渠など、多数の施設の維持管理を行っています。

維持管理は、中長期的な視点に立って、ライフサイクル全体にわたって効率的かつ効果的に行う必要があり、「アセットマネジメント」又は「ストックマネジメント」の手法を取り入れています。

当局では、各事業を所管する省庁の手引き等に基づき、下記のとおり両語を使い分けており、本計画でも両語を使用しています。

事業（所管省庁）	使用する用語
水道用水供給事業 (国土交通省)	アセットマネジメント
工業用水道事業 (経済産業省)	
流域下水道事業 (国土交通省)	ストックマネジメント

「アセットマネジメント」の定義

水道事業におけるアセットマネジメント（資産管理）とは、「水道ビジョンに掲げた持続可能な水道事業を実現するために、中長期的な視点に立ち、水道施設のライフサイクル全体にわたって効率的かつ効果的に水道施設を管理運営する体系化された実践活動」を指す。

出典：水道事業におけるアセットマネジメント（資産管理）に関する手引き

持続可能な工業用水道事業を実現するために、中長期的な視点に立ち、工業用水道施設のライフサイクル全体にわたって効率的かつ効果的に工業用水道施設を管理運営する体系化された実践活動。

出典：工業用水道施設 更新・耐震・アセットマネジメント指針

「ストックマネジメント」の定義

下水道事業におけるストックマネジメントとは、下水道事業の役割を踏まえ、持続可能な下水道事業の実施を図るため、明確な目標を定め、膨大な施設の状況を客観的に把握、評価し、長期的な施設の状態を予測しながら、下水道施設を計画的かつ効率的に管理すること。

出典：下水道事業のストックマネジメント実施に関するガイドライン

第3章 企業経営の基本理念

公営企業の経営の基本は、地方公営企業法により『常に企業の経済性を発揮するとともに、産業の振興を図り、県民の福祉を増進するように運営すること』と定められています。

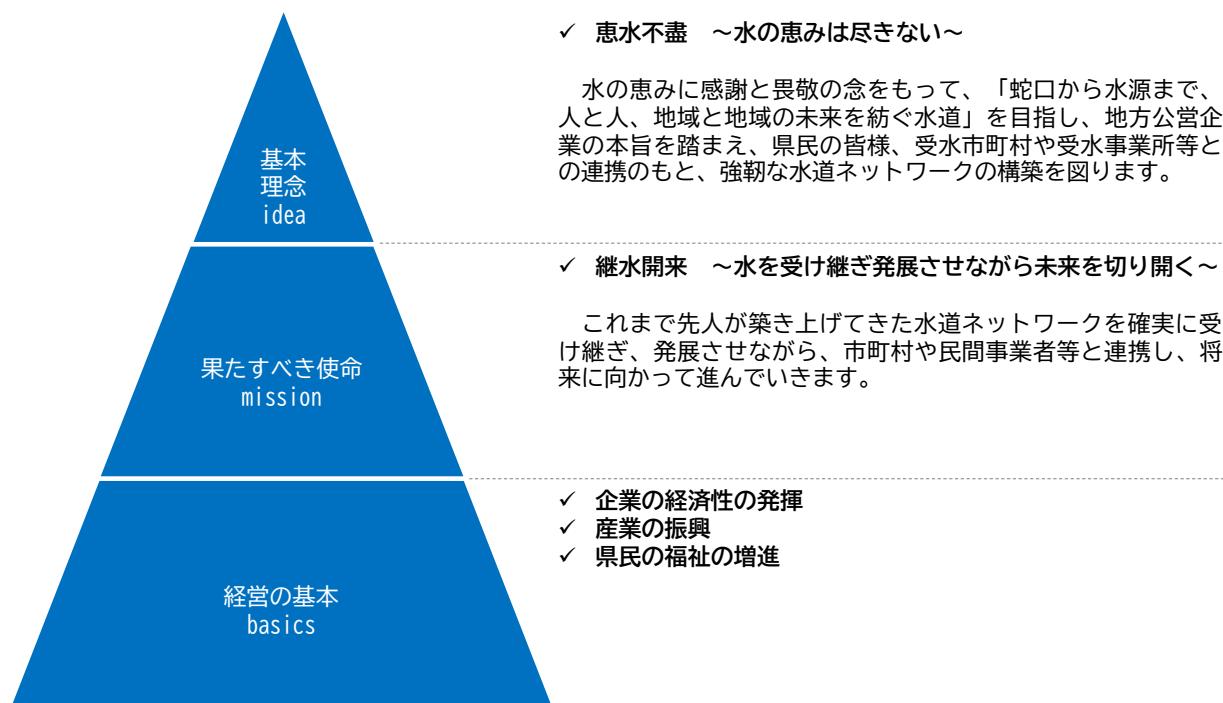
この経営の基本を踏まえ、平成26年9月に策定した新水道ビジョンでは、「恵水不盡（けいすいふじん）～水の恵みは尽きない～」を基本理念に掲げ、当局の水道事業が今後とも県民の皆様や受水市町村及び受水事業所に対して、安全で安心な水を安定的に供給し続けて行くための基本的な方向性と、その実現の方策をまとめ、各種施策を展開してきました。

一方、県政運営の最上位計画である「新・宮城の将来ビジョン」や、世界共通の目標である「持続可能な開発目標（略称SDGs）」などの新たな目標に対し、これまで以上に、長期的かつ持続的な視点に立った施策の展開が必要となります。

これらの状況を踏まえ、本計画においては、『恵水不盡』の基本理念を継承するとともに、当局が果たすべき使命として「継水開來（けいすいかいく）～水を受け継ぎ発展させながら未来を切り開く～」を掲げ、これまで先人が築き上げてきた水道ネットワークを確実に受け継ぎ、発展させながら、将来に向かって進んでいきます。

図表：8

「恵水不盡」の基本理念を継承するとともに、当局が果たすべき使命として「継水開來」を掲げ、これまで先人が築き上げてきた水道ネットワークを確実に受け継ぎ、発展させながら、将来に向かって進んでいく



解説③：継水開來

『継水開來』(けいすいかいく)とは、みやぎ型管理運営方式の事業開始に当たり、四字熟語の『継往開來』(けいおうかいらい:先人の偉業を受け継ぎ、未来を切り開く。過去のものを継続し、これを発展させながら将来を開拓していくこと。)をもとに創作した造語です。

新水道ビジョンの基本理念である水の恵みに感謝と畏敬の念を持つという『惠水不儘』(けいすいふじん)の精神を受け継ぐとともに、これまで

の水道事業を継承し、それを新たな取組である『みやぎ型管理運営方式』によって発展させながら将来を切り開くことを意味しています。

当局が、市町村や受水事業所と連携し、また、施設運転等に係る業務委託の受注者や指定管理者と協力して築き上げてきた水道ネットワークを確実に受け継ぎ、発展させながら、将来に向かって進んでいきます。
